

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 4月 7日

福岡県知事 殿

提出者

住 所 福岡県大牟田市新港町1番地46

氏 名 (株)シグマパワー有明

(代表者：センター長 濱野澄人)

担当：寺地 隆市

電話番号 0944-52-3030

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(株)シグマパワー有明 三川発電所
事業場の所在地	福岡県 大牟田市 新港町 1番地46
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	[産業分類 3311] 発電所
② 事業の規模	発生電力量 375,000MWH程度
③ 従業員数	50人程度
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

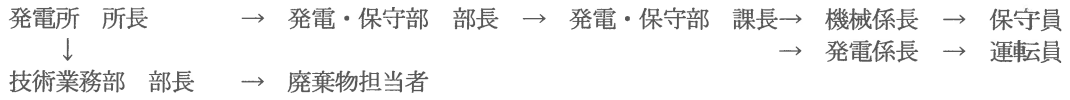
(日本産業規格



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排出量	別紙2の通り	t
	(これまでに実施した取組) 別紙2の通り		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排出量	別紙2の通り	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙2の通り		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3の通り
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3の通り

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙4の通り	別紙4の通り
	全処理委託量	別紙4の通り	別紙4の通り
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙4の通り	別紙4の通り
	再生利用業者への処理委託量	別紙4の通り	別紙4の通り
	認定熱回収業者への処理委託量		
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙4の通り	別紙4の通り
	(これまでに実施した取組)		
別紙4の通り			

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙4のとおり	別紙4のとおり
	全処理委託量	別紙4のとおり	別紙4のとおり
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙4のとおり	別紙4のとおり
	再生利用業者への 処理委託量	別紙4のとおり	別紙4のとおり
	認定熱回収業者への 処理委託量		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙4のとおり	別紙4のとおり
	(今後実施する予定の取組)		
別紙4の通り			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状【前年度(令和4年度)実績】

産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	がれき類	木くず	廃プラスチック類	混合廃棄物	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
排出量	7782.91	6376.67		1.08				0.26	3

(これまでに実施した取組)

1.ボイラー熱効率低下の防止

(1)ボイラー伝熱面の定期的清掃

(2)燃焼用過剰空量の調整

2. 低灰分の燃料を選択使用

②計画【目標】

産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	廃油	廃プラスチック	木くず	混合廃棄物
排出量	6000t	6000t	1t	1.5 t	1.5 t	3.0t

(今後実施する予定の取組)

1.ボイラー熱効率低下の防止

(1)ボイラー伝熱面の定期的清掃

(2)燃焼用過剰空量の調整

2. 低灰分の燃料を選択使用



## 産業廃棄物の分別に関する事項

### ①現状

分別している産業廃棄物の種類	分別に関する取組
ばいじん	ばいじん専用貯蔵サイロ(鋼鉄製)及び専用保管倉庫(コンクリート製)の維持管理
燃え殻	燃え殻専用貯蔵サイロ(鋼鉄製)及び専用保管倉庫(鉄骨スレート製)の維持管理
廃油	廃油 専用貯蔵タンク(鋼鉄製)の維持管理
廃プラスチック(ゴムくず等)	廃材置き場の維持管理
木くず(梱包材)	廃材置き場の維持管理

### ②計画

分別している産業廃棄物の種類	分別に関する取組
ばいじん	ばいじん専用貯蔵サイロ(鋼鉄製)及び専用保管倉庫(鉄骨スレート製)の維持管理
燃え殻	燃え殻専用貯蔵槽(鋼鉄製)及び専用保管倉庫(コンクリート製)の維持管理
廃油	廃油 専用貯蔵タンク(鋼鉄製)の維持管理
廃プラスチック(ゴムくず等)	廃材置き場の維持管理
木くず(梱包材)	廃材置き場の維持管理

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状【前年度(令和4年度)実績】

産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	がれき類	木くず	廃プラスチック類	管理型混合廃棄物	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
全処理委託量	7782.91	6376.67		1.08				0.26	3
優良認定処理業者への処理委託量	3589.53	1712.94		1.08					
再生利用業者への処理委託量	4784.56	4867.32		1.08				0.26	3
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量									

(これまでに実施した取組)

再生利用業者へ処理を委託することにより、土木建築材製造において有効活用

②計画【目標】

産業廃棄物の種類	ばいじん	もえがら	廃油	廃プラスチック類	木くず
全処理委託量	6000t	6000t	1t	1.5	1.5
優良認定処理業者への処理委託量	3600t	3000t	-	-	-
再生利用業者への処理委託量	1200t	3000t	-	1t	2t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	-	-	-	-	-

(今後実施する予定の取組)

再生利用業者へ処理を委託することにより、土木建築材製造において有効活用の継続